府令・省令

○内閣府・総務省・文部科学省令第三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
文部科学大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百九条第一項中「健康保険法」の下に「（大正十一年法律第七十号）」を加える。

第百十一条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第二号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　その他必要な事項

第百十一条第二項中「額」を「金額」に改める。

別紙様式第三十三号第三十三号の三中

制度名（共済組合名）	年金証書記号番号（障害等級）

を

制度名（共済組合名）	年金証書記号番号

に改め、同様式第三十三号の三に備考として次のように加える。

備考　元組合員が有していた年金が障害共済年金又は障害年金である場合には、その障害等級を「年金証書記号番号（障害等級）」欄に記載する。

別紙様式第三十三号第三十三号の七に備考として次のように加える。

元組合員が有していた年金		

備考　元組合員が有していた年金が障害年金である場合には、その障害等級を「備考」欄に記載する。

附　則

この命令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○総務省令第九十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月三十日

総務大臣　原口　一博

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「次号」の下に「及び第十五条第三号」を加える。

第十一条第一項中「この条、次条及び第十三条」を「この条から第十三条まで」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

三　国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。

ロ　提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1)　イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2)　二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。

ハ　次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。

(1)　我が国が加盟している国際機関　匿名データを用いて行った国際比較の結果

(2)　我が国が加盟している国際機関以外の者　匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況

ニ　第一号ニに掲げる要件に該当すること。

第十六条の表以外の部分中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」と、「委託申出書」とあるのは「提供依頼申出書」とあるのは「提供依頼申出書」と、第十一条（第一項各号列記以外の部分を除く。）から第十三条までの規定中「委託申出者」とあるのは「提供依頼申出者」に改め、同条の表を次のように改める。

第十一条の前の見出し	委託による統計の作成等	匿名データの提供
第十一条第一項各号列記以外の部分	法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）	提供依頼申出者
この条から第十三条まで		第十六条において準用するこの条から第十三条まで
委託の申出		依頼の申出